

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1639番12から	新	12.1～15.2メートル	36.9メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1639番1まで	旧	11.9～12.7メートル	36.9メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1639番12から	新	12.1～15.2メートル	36.9メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1639番1まで	旧	11.9～12.7メートル	36.9メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用